

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、熊野町の区域内に居住する者、熊野町において事業活動を行う者、熊野町の区域をその地区とする商工会その他の熊野町に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、熊野町に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成22年4月7日

熊野町長 三 村 裕 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

パーティ・フジ熊野

(2) 所在地

安芸郡熊野町萩原七丁目5822番2外

2 変更に係る事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)

5,407㎡

(変更後)

7,082㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場 No.	位 置	収容台数
1	パーティ・フジ棟北側・西側平面駐車場	100台
2	パーティ・フジ棟屋上駐車場	106台

(変更後)

駐車場 No.	位 置	収容台数
1	パーティ・フジ棟北側・西側平面駐車場	100台
2	パーティ・フジ棟屋上駐車場	106台
3	ジュンテンドー棟西側平面駐車場	47台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場 No.	位 置	収容台数
1	パーティ・フジ棟西側	120台

(変更後)

駐輪場 No.	位 置	収容台数
1	パーティ・フジ棟西側	120台
2	ジュンテンドー棟南西側	8台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設 No.	位 置	面 積
1	パーティ・フジ棟南東側	60㎡

(変更後)

荷さばき施設 No.	位 置	面 積
1	パーティ・フジ棟南東側	60㎡
2	ジュンテンドー棟北西側	79㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設 No.	位 置	容 量
1	パーティ・フジ棟南側	136.5㎡

(変更後)

廃棄物保管施設 No.	位 置	容 量
1	パーティ・フジ棟南側	136.5㎡
2	ジュンテンドー棟北側	16㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

店舗区域名	開店時刻	閉店時刻
パーティ・フジ棟	午前9時00分	午後10時00分

(変更後)

店舗区域名	開店時刻	閉店時刻
パーティ・フジ棟	午前9時00分	午後10時00分
ジュンテンドー棟	午前8時00分	午後8時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
1, 2	午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
1, 2	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
3	午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口の数	位置
1, 2	3 箇所	出入口 No. 1 : 駐車場南西側
		出入口 No. 2 : 駐車場南西側
		出入口 No. 3 : 駐車場北側

※出入口 No. 1 は入口専用、出入口 No. 2 は出口専用

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	位置
1, 2	3 箇所	出入口 No. 1 : 駐車場南西側
		出入口 No. 2 : 駐車場南西側
		出入口 No. 3 : 駐車場北側
3	2 箇所	出入口 No. 4 : 駐車場西側
		出入口 No. 5 : 駐車場西側

※出入口 No. 1 は入口専用、出入口 No. 2 は出口専用

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 7 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばき可能時間帯
1	午前 7 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
2	午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

3 変更年月日及び変更の理由

(1) 変更年月日

平成 22 年 12 月 1 日

(2) 変更の理由

隣接する大規模小売店舗「ホームセンタージュンテンドー熊野店」と一体化するため。

4 届出年月日

平成 22 年 3 月 31 日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 22 年 4 月 7 日 (水) から平成 22 年 8 月 6 日 (金) まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) とし、縦覧期間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(2) 縦覧場所

熊野町総務部地域振興課

安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年8月6日(金)

(2) 提出先

熊野町総務部地域振興課